

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和3年9月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2100059号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2100047号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年7月

A社から請求期間に賞与が支払われ、厚生年金保険料も控除されていたので、当該賞与に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社及び同社が加入するB健康保険組合は、当時の資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る賞与の支給の有無については不明である旨回答している。

また、請求者は、請求期間に係る賞与明細書等の資料を保管しておらず、賞与の振込先であったとする預金口座の口座番号については分からない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る賞与支給額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、日本年金機構から提出された当該事業所の請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届の写しによると、賞与支払日は平成18年7月7日と記載されていることが確認できるところ、同機構は、当該賞与支払届の中に請求者の名前は記載されていない旨回答している。

加えて、請求者は、当該事業所における同僚への照会を希望していないことから、当該同僚に請求者の請求期間に係る賞与の支給状況について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。